

京都市立大宅小学校受水槽の水質検査仕様書

京都市立大宅小学校

(担当：忠谷^{ちゅうたに} TEL 591-0015)

本件は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号イの規定に基づき、京都市立大宅小学校の受水槽に係る飲料水の水質検査（16項目）（以下、「水質検査」という。）を実施するものである。

水質検査の実施は以下によるものとする。

- 1 実施期間は、契約の日の翌日から令和9年10月16日までとする。
- 2 検査対象校は京都市立大宅小学校とする。
- 3 受託者は、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ、水道法第20条第3項に規定する登録水質検査機関又は計量法に基づく濃度に係る計量証明事業の登録を受けている者であること。なお、契約後7日以内に当該登録を証する書類の写しを提出すること。
- 4 水質検査は、水道法に基づく水質基準に関する省令その他関係法令に定める方法により実施すること。

なお、水質検査項目は次の16項目とする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) 鉛及びその化合物
- (4) 亜硝酸態窒素
- (5) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (6) 亜鉛及びその化合物
- (7) 鉄及びその化合物
- (8) 銅及びその化合物
- (9) 塩化物イオン
- (10) 蒸発残留物
- (11) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- (12) pH値
- (13) 味
- (14) 臭気
- (15) 色度
- (16) 濁度

5 検査実施における留意事項

- (1) 検査実施日について、学校と事前に日程調整を行うこと。また、検査実施日及び検査実施

者を記載した書類を学校に提出すること。

- (2) 検査を実施する際は、検査員の所属検査機関名、氏名等を記載した身分証明書を学校長又は教頭に提示し、実施の許可を受けるとともに、学校長又は教頭等の立会いのうえ検査を実施すること。
 - (3) 検査の実施にあたっては、児童に危害を及ぼすことがないよう、また、建物及び付帯設備等を破損・滅失することがないよう細心の注意を払うこと。万一、事故が発生した場合には、受託者の責任において損害を賠償すること。
 - (4) 水質検査の採水箇所及び採水方法については、学校及び学校薬剤師と事前に協議し、その意見を踏まえて実施すること。
- 6 受託者は、水質検査終了後、検査結果に係る報告書を作成し、令和9年10月30日までに学校に提出すること。検査の結果、水質基準の超過その他の異常が認められた場合は、その内容を報告書に記載すること。また、受水槽、配管設備その他給水設備に起因すると考えられる異常が認められ、修繕その他必要な措置を要すると判断される場合は、その内容及び必要と考えられる措置について報告書に記載すること。なお、水質基準の超過その他緊急に対応を要する異常が判明した場合は、報告書の提出を待たず、速やかに学校へ連絡すること。
- 7 その他詳細については、学校の指示による。